

厚生労働省の「物価偽装」による生活保護基準引下げの撤回等を求める研究者共同声明

1 毎月勤労統計問題以上に悪質な生活保護基準引き下げにおける「物価」の考慮

毎月勤労統計問題に端を発し、厚生労働省の杜撰な作業が次々と明るみに出ていますが、同省は、生活保護の給付水準の決定に際して一段と悪質な意図的操作を行っています。そこには、公的統計は、科学的に確立された「適切かつ合理的な方法により、かつ、中立性及び信頼性が確保されるように作成されなければならない」（統計法3条2項）という大原則を疎かにする同省の共通した姿勢がうかがえます。

2 厚生労働省が用いた「生活扶助相当 CPI（消費者物価指数）」の問題点

生活保護制度の生活扶助基準は、2013年8月から2015年4月まで段階的に引き下げられましたが、削減率（最大10%）も総削減額（670億円）も史上最大でした。

削減額の約9割を占める580億円は、物価の考慮によるものでした。1984年から採用されている生活扶助基準の改定方式（水準均衡方式）は、民間最終消費支出の伸びを勘案するものであり、物価を考慮したことは一度もありません。にもかかわらず、厚生労働省は、総務省統計局や社会保障審議会生活保護基準部会等の意見を全く聞かずに独断で「生活扶助相当 CPI」という独自の消費者物価指数を使用しました。

総務省統計局は、ラスパイレス方式という多くの国々で採用されている計算方式を採用しています。しかし、「生活扶助相当 CPI」は、2010年～2011年がラスパイレス方式、2008年～2010年がパーシェ方式という2つの異なる方式で算出され、計算方法がまったく異なる指数を比較し変化率を求めるといふ、統計処理としてありえない計算をしています。また、2010年を比較年としてパーシェ方式で計算すると下落率が大きくなります。

その結果、2008年～2011年の物価下落率は、ラスパイレス方式で計算されている CPI 総合指数では2.35%なのに、「生活扶助相当 CPI」では2倍以上の4.78%と異常な乖離となっています。厚生労働省は、下落率を大きくするために敢えて前例のない独自の計算方式を作出したとしか考えられないのです。「物価偽装」ともいふべき統計の濫用です。

3 「物価偽装」によって生じている多くの低所得世帯の被害の回復が必要

「物価偽装」によって、200万人を超える生活保護利用者だけでなく、多くの低所得者が被害を被りました。生活保護基準がナショナル・ミニマムとして、就学援助制度や各種減免制度など47以上の低所得者施策に連動していることからすれば、被害の規模は毎月勤労統計を上回ると推測されます。

私たちは、「物価偽装」について第三者による検証に付すること、これを根拠とする

生活扶助基準引下げを撤回すること、不利益を受けた低所得者の被害回復の措置をとることを強く求めるものです。

呼びかけ人(五十音順)

井上英夫（金沢大学名誉教授/社会保障法）

上藤一郎（静岡大学教授/統計学）

笹沼弘志（静岡大学教授/憲法）

柴田武男（聖学院大学元教授/金融市場論）

布川日佐史（法政大学教授/公的扶助、社会保障論）

吉永純（花園大学教授/公的扶助論）

賛同者(略)